



りつりょうこっか 律令国家とは、どういう意味なの



国の制度の基本として定められた律と令に基づいて治められた国のことだよ。

「律」は、してはならないことと、それに反した場合の刑けいばつを定めた法で、今の刑法けいぽうにあたります。「令」は、政治を行うしくみを定めた法で、今の民法・商法・行政法・訴訟法そしょうぽうなどにあたります。これらはもともと、中国の長い歴史の中で発達した法です。日本は、隋・唐ずいとうから律令を取り入れました。しかし、中国と日本は、歴史も、社会のようすもちがうので、日本に合うような律令にするために、何度も修正したり、日本独自の条文を入れたりしました。

日本の律令

日本で定められた律令には、次のものがあります。

近江令おうみりょう：668年完成。この令はなかった、という説もある。

飛鳥浄御原令あすかのきよみはらりょう：689年施行。律があったかどうかは疑問、とされている。

大宝律令たいほうりつりょう：刑部親王・藤原不比等おさかべしんのう ふじわらのふひとらによってつくられ、701年制定。

律6巻と令11巻からなるが、原文は残っていない。

養老律令ようろうりつりょう：718年ごろ、藤原不比等らによってつくられた。757年施行。

律10巻と令10巻からなる。

律令国家は、701年から10世紀後半まで

律令が、国の制度の基本として、わりあいによく行われた時代を、律令時代といい、この時期の国を、律令国家といいます。大宝律令が制定・施行された701年から、10世紀後半まで200年余り続きました。